

令和 3 年第 2 回市議会定例会議案一覧

条例議案	4 件
一般議案	1 件
補正予算	1 件
合 計	6 件

議 案 名	概 要 説 明
議案第 36 号 令和 3 年度館山市一般会計補正予算 (第 4 号) の専決処分の承認につい て	補正前 21,409,139 千円 補正額 2,200 千円 補正後 21,411,339 千円 (主要事項) (単位: 千円) 訴訟代理人報酬 2,200

議 案 名	概 要 説 明				
<p>議案第37号</p> <p>館山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの再交付に伴う手数料は、地方公共団体情報システム機構からの委託に基づき市において徴収することになり、市の手数料条例の規定は不要となることから、個人番号カードの再交付に係る手数料の規定を削除しようとするものである。</p>				
<p>議案第38号</p> <p>館山市公民館条例の一部を改正する条例の制定について</p>	<p>表の左欄に掲げる公民館の部屋を、表の右欄に掲げる特定の事務を行う部屋として利用するため、所要の改正を行おうとするものである。</p> <table border="1" data-bbox="560 880 1409 1084"> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 880 844 976">① 館山市中央公民館 第3集会室</td> <td data-bbox="844 880 1409 976">公益社団法人 安房医師会事務局の事務室</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 976 844 1084">② 館山市中央公民館 第3講習室</td> <td data-bbox="844 976 1409 1084">館山市教育支援センターの事務室</td> </tr> </tbody> </table> <p>(理由)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症への対応や災害発生時の対応など、地域医療機関との一層の連携強化を図るため、安房医師会事務局に貸し出し、一般の利用に供する施設から除外する。</p> <p>②平成30年度から、小中学校の不登校に関して教育相談やグループ活動などを通じ学校復帰を支援するため「館山市教育支援センター」として使用している。このため規定を整備し、貸出しの対象から除外する。</p>	① 館山市中央公民館 第3集会室	公益社団法人 安房医師会事務局の事務室	② 館山市中央公民館 第3講習室	館山市教育支援センターの事務室
① 館山市中央公民館 第3集会室	公益社団法人 安房医師会事務局の事務室				
② 館山市中央公民館 第3講習室	館山市教育支援センターの事務室				

議 案 名	概 要 説 明																														
議案第39号 館山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	<p>第8期介護保険事業計画に基づき、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料を定めるものである。</p> <p>第1号被保険者の介護保険料</p> <table border="1" data-bbox="539 613 1439 1720"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 613 676 721">所得段階</th> <th data-bbox="676 613 1305 721">対象者</th> <th data-bbox="1305 613 1439 721">保険料【年額】 円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 721 676 954">第1段階</td> <td data-bbox="676 721 1305 954"> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 </td> <td data-bbox="1305 721 1439 954">34,080 (20,400)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 954 676 1061">第2段階</td> <td data-bbox="676 954 1305 1061">世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方</td> <td data-bbox="1305 954 1439 1061">51,120 (34,080)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1061 676 1169">第3段階</td> <td data-bbox="676 1061 1305 1169">世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方</td> <td data-bbox="1305 1061 1439 1169">51,120 (47,640)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1169 676 1276">第4段階</td> <td data-bbox="676 1169 1305 1276">本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方で、世帯員に市民税課税者がいる方</td> <td data-bbox="1305 1169 1439 1276">61,320</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1276 676 1384">第5段階 (基準額)</td> <td data-bbox="676 1276 1305 1384">本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方で、世帯員に市民税課税者がいる方</td> <td data-bbox="1305 1276 1439 1384">68,160</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1384 676 1491">第6段階</td> <td data-bbox="676 1384 1305 1491">本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方</td> <td data-bbox="1305 1384 1439 1491">81,720</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1491 676 1576">第7段階</td> <td data-bbox="676 1491 1305 1576">本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方</td> <td data-bbox="1305 1491 1439 1576">88,560</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1576 676 1639">第8段階</td> <td data-bbox="676 1576 1305 1639">本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方</td> <td data-bbox="1305 1576 1439 1639">102,240</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 1639 676 1720">第9段階</td> <td data-bbox="676 1639 1305 1720">本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方</td> <td data-bbox="1305 1639 1439 1720">115,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 第1段階から第3段階については、消費税率引上げに伴う軽減措置が実施されている。()内は軽減後。</p> <p>※ 介護保険料基準額は、第6期及び第7期の介護保険事業計画と同水準に設定。</p>	所得段階	対象者	保険料【年額】 円	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	34,080 (20,400)	第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	51,120 (34,080)	第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	51,120 (47,640)	第4段階	本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方で、世帯員に市民税課税者がいる方	61,320	第5段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方で、世帯員に市民税課税者がいる方	68,160	第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	81,720	第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,560	第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	102,240	第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	115,800
所得段階	対象者	保険料【年額】 円																													
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ・世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 	34,080 (20,400)																													
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	51,120 (34,080)																													
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	51,120 (47,640)																													
第4段階	本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方で、世帯員に市民税課税者がいる方	61,320																													
第5段階 (基準額)	本人は市民税非課税で、かつ、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円を超える方で、世帯員に市民税課税者がいる方	68,160																													
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	81,720																													
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	88,560																													
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	102,240																													
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上の方	115,800																													

議 案 名	概 要 説 明
<p>議案第40号</p> <p>館山市ジビエ加工処理施設の設置及び管理に関する条例の制定について</p>	<p>イノシシ、シカその他の規則で定める有害鳥獣（以下「イノシシ等」という。）を食用肉に加工し、地域産業の活性化を図ることを目的とした施設の設置及び管理するための条例を制定するものである。</p> <p>名 称：館山市ジビエ加工処理施設</p> <p>場 所：館山市西長田1163番地の5（旧収集管理センター内）</p> <p>休 館 日：土曜日、日曜日、国民の祝日、 年末年始（12月29日から1月3日）</p> <p>開館時間：午前9時から午後5時</p> <p>利用対象：有害鳥獣対策として許可を受けた者が館山市内で捕獲した イノシシ等</p> <p>使 用 料：1頭あたり15,000円以内</p> <p>使用者による解体作業における条件：千葉県が実施する野生鳥獣肉に係る衛生管理についての講習会を終了した者</p>

議 案 名	概 要 説 明
議案第41号 令和3年度館山市一般会計補正予算 (第5号)	補正前 21,411,339千円 補正額 576,865千円 補正後 21,988,204千円 (主要事項) (単位：千円) 地域おこし協力隊事業 6,266 (ワーケーション推進業務協力隊) 子育て世帯生活支援特別給付金 29,862 (ひとり親以外の世帯分) コミュニティ医療推進活動支援補助金 50,573 コミュニティ医療推進基金積立金 44,425 過年度災害等廃棄物処理事業費補助金返還金 393,781 食のまちづくり拠点施設整備事業 21,720 館山港修築工事負担金 5,734 小学校安全対策事業 21,687 施設等利用費負担金 2,400